

21世紀初頭におけるロック所有論

森 村 進[※]

- 1 ロックの政治思想の意義は現代でも失われていない、いや一層大きく
なっている
- 2 世紀転換期のロック所有論研究：A から Z まで
- 3 ロック所有論の明示的あるいは黙示的含意

以下の文章は、2004年11月7日に東京大学で開かれた「哲学会」第43回研究発表大会のシンポジウム「私的所有と正義——ロック没後300年・カント没後200年を記念して」において「提題」として報告したものである。私の提題の後には、カントと現代の租税論に触れた川本隆史教授（東京大学）の「租税の根拠と責任——私的所有と正義の《つなぎ目》？」と題する提題があり、それから質疑応答がなされた。報告の「です・ます」調の文体はそのまま残しておいた。

*

*

*

哲学会に私をお招きいただき、大変光栄です。私がロック所有論について「提題」をするように招かれたのは、私が1997年に『ロック所有論の再生』という本を発売したからだと思いますが、実は私はそれ以来、しばらくロック研究から離れていました。この学会のためにフォローアップのにわか勉強をして考えた結果をこれからお話しますが、ロックに関する私の考えについてもっと詳しく知りたい方は、その本を読んでください。その本の内容で私が今取り消したいことはほとんどありません。

なお以下では、現代の学者についても敬称抜きで言及させていただきます。

【一橋法学】（一橋大学大学院法学研究科）第4巻第1号2005年3月 ISSN 1347-0388
 ※ 一橋大学大学院法学研究科教授

1 ロックの政治思想の意義は現代でも失われていない、いや一層大きくなっている

ジョン・ロックは今から300年前の1704年10月28日に、72歳でイングランド南東部のエセックスのオーツで死にました。『統治論』や『寛容についての書簡』（ともに1689年公刊）に現われた彼の政治哲学・社会哲学は、21世紀初めの今日でも盛んな解釈や議論の焦点となっています。しかしこのような状況は比較的最近のものです。

ロックの生誕300年にあたる1932年に、のちに保守主義の政治哲学者として知られることになる若き日のマイケル・オークショットが「ジョン・ロック」という題名の文章を『ケンブリッジ・レビュー』に発表していますが（Oakeshott [1932]）、その内容は『人間知性論』についても『統治論』についても、ロックの哲学者としての資質を低く評価し、さらに彼の思想の現代的な意義を全面的に否定するものでした。私がこの文章を知ったのは渡辺幹雄の『ハイエクと現代合理主義』という本にそれが紹介されていたからで、そこにはこの文章からの長い引用がありますから（渡辺 [1996] 171-172ページ）、関心がある方は参照してもらいたいと思いますが、ここでは特にロックの政治思想に関する次の部分だけをひいてみます。

「寛容（制限された寛容）と自由（理にかなった自由）と個人主義（熱狂的な個人主義ではない）と人民主権（時々行使される）と財産についてのロックのドクトリンは近代のリベラリズムが発生した種子である。……

しかし少なくとも、ロックの福音がその信者の心を安んじることにおいて、他のどんな福音よりも能力に欠けている、ということは注目に値する。……どうやらこの手の自由主義の運命は、いまや無視されることによって、その生命を終えることであるようだ。……民主主義、議会制の政府、進歩、討議、そして『まことしやかな生産性の倫理』は、すべてロックの自由主義から切り離せないが、今や抵抗さえ引き起こせない概念である。それらは単に不合理で論破されているというだけでなく、我々の興味をひきつけることもないのである。……それは注意を引くことも、いな敬意を集めることもない自由主義なのである。」（Oakeshott

[1932], p. 73)

1932年にオークショットはこのように軽蔑的にロックの自由主義政治思想の現代的意義を否定したわけですが、オークショットはいったい、どのような「福音」がそれに代わるべきだと考えていたのでしょうか？ オークショットは7年後の1939年に『現代ヨーロッパの社会・政治思想』という資料集を編んでいます。彼がそこで取り上げた政治的ドクトリンは、代表的民主主義、カトリシズム、共産主義、ファシズム、ナチズムだそうです（オークショット『政治における合理主義』訳者解説（嶋津格）による）。この中で代表的民主主義はロック的自由主義の流れに入るでしょうが、それ以外のどのドクトリンも今日多くの人々の支持を受けているとはいえません。21世紀初頭の我々にとって、ロックの自由主義思想を構成する諸要素は、決して興味をひきつけないものではなく、賛成するにせよ反対するにせよ無視できないものです。個々人にはある不可侵の権利があるという人権思想、政府の正統性は国民の意思に基づくという（広義での）人民主権論、国家の権力は無制限ではなく何らかの制度的制約が必要だという立憲主義、宗教的な寛容、私有財産制度——これらの思想や制度のあるものは今日の世界では当然視され、あるものは激しい賛否両論の対象になっています。

たとえばノージックの『アナーキー・国家・ユートピア』は、ロックの労働所有論を再活性化させるとともに、その多義的な点や問題点をも指摘しました。そして主としてノージックの議論に刺激されて最近30年間、ロックの所有論は歴史的な観点からも分析的な観点からも、多くの研究者の詳細な検討を受けてきました（森村 [1997] はその一部を紹介しています）。それらの（特に分析的な観点からの）研究を知っている今日の読者は、自分の見解をそれほど批判的に検討しなかったであろうロック自身よりも、彼の所有権論をよく理解していると言えるかもしれません。

ただ私の目から見ると、それらの研究の多くはロックの所有論のギャップや難点を指摘するという点では貢献していますが全体的な態度が批判的すぎて、その創造性と説得力を過小評価しているように思われます。自分の労働を混ぜることによって労働の対象を自分のものにできるというロックの主張は繰り返し批判されてきましたが、私見によれば＜労働を混ぜる＞という表現は生産的活動のミス

リーディングな比喩以上のものではありません。むしろ、労働は新しい価値を作り出すから資源の専有や交換はゼロサム・ゲームとは限らず誰もが利益を得るプラスサム・ゲームになりうるという洞察の方が重要です。この洞察は、初期の『自然法論』のころのロックも含めて、『統治論』以前に明示的に述べた人はいないようですし、彼以後のヒュームやアダム・スミスやカントの所有論では見失われてしまったものです。また人が自分の身体だけでなく自分の労働の産物に対しても強い権利意識を持つという事実がロックの所有論に説得力を与えていますが、現代の倫理学者や政治哲学者の中には、あたかもそのような権利意識が存在しないかのように語る人が少なくありません。

このように見てくると、ロック以後の現代に至る所有論がはたしてどれほど進歩してきたのかは、難しい問題です。ロックは所有権についての自分の議論特に自負していました。彼は1703年8月25日のピーター・キング（ロックの従兄弟で法律家、国会議員。彼の遺言執行者にも指名された）あての手紙の中で「所有権については、『統治論』と名づけられた書物の中よりも明確に説明されたのを私は見たことがない」と抜け抜けと書いています。（ロックは自分が『統治論』の著者であることを、死ぬ時に初めて認めました。）私はロック自身のこの評価があながち不当だとは思いません。

財産権論を離れても、この日本でロックの政治思想を研究すべき大きな理由が一つあります。GHQのアメリカ人の起草者たちを通じて日本国憲法に大きな影響を与えたアメリカ合衆国憲法自体がロックの政治思想に基づくところが大きいのですから、アメリカの憲法学者や憲政史家ほどではないにせよ、日本の憲法学者はロックの『統治論』に関心を持ってしかるべきだと思います。

なお誤解を避けるために付け加えておきますが、私はロックの哲学上の主要な主張や議論のすべてが今でも重要だと思っているわけではありません。彼の思想の中には、今から見ると明らかに間違っただけのものや賛成しがたいものもあります。二つ例をあげると、『人間知性論』の中の、人間精神はタブラ・ラーサだという主張と、『寛容についての書簡』の中の、無神論者は道徳を認めないから宗教的寛容の対象としてはならないとの主張がそうです。前者の主張は、生来的能力や遺伝の重要性を示す現代の生物学や心理学の知見によって覆されました。後者の

主張は、現代まで多くの社会で支配的だった宗教的道德観から来るものでした。パーフィットが『理由と人格』の最終節で指摘しているように (Parfit [1984], sec. 154)、＜非宗教的倫理学＞は、他の学問に比べて新しい未発達 of 学問なのです。

2 世紀転換期のロック所有論研究：A から Z まで

現在でもロックの所有論が哲学者や憲法学者の間で熱心な議論の対象になっているという事実を裏付けるために、この問題についてのまとまった検討を含むロック研究書を例としてあげてみましょう。ただし私は膨大な現代のロック研究のごく一部しかフォローしていませんし時間の制約もあるので、私が『ロック所有論の再生』を発表した1997年以降のものに絞ることにします (それ以前の約十年間の研究書については、森村 [1997], [1999] の検討を参照)。それらを発行順にあげると、一ノ瀬正樹の『人格知識論の生成 ジョン・ロックの瞬間』(一ノ瀬 [1997])、三浦永光の『ジョン・ロックの市民的世界 人権・知性・自然観』(三浦 [1997])、岡村東洋光の『ジョン・ロックの政治社会論』(岡村 [1998])、下川潔の『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』(下川 [2000])、A・ジョン・シモンズの『正当化と正統性——権利と責務に関する論文集——』(Simmons [2001])、ジェレミー・ウォルドロン『神とロックと平等——ロック政治思想のキリスト教的基礎——』(Waldron [2002])、マイクル・P・ザッカートの『リベラリズムを船出させる——ロック的政治哲学について——』(Zuckert [2002])、愛敬浩二の『近代立憲主義思想の原像——ジョン・ロック政治思想と現代憲法学——』(愛敬 [2003]) の8冊です。

ごらんのよう、大体年一冊の割合で出版されていることになります。このうち英米人である3人は、以前にもロックの自然権論に関する研究書を表しています。著者たちの姓の頭文字から、「A から Z まで」という羊頭狗肉のキャッチフレーズをつけてみました。これらの本の中には、「ロックの (Locke's)」思想というよりむしろそれを再構成した「ロック的 (Lockean)」思想を主対象にした研究もありますが、両者の境界は曖昧なので、ここでは両者を含むことにします。この8冊について、簡単にコメントしてみます。

一ノ瀬の書物は『人間知性論』の知識論と人格論を『統治論』の労働所有論や刑罰論に結びつける興味深い試みを行っています。私は『人間知性論』については注意深く読んだわけではないので自信を持って言えませんが、一ノ瀬による労働所有論の解釈に対して私が持つ疑問は、第一に、『統治論』における「パーソン」は、『人間知性論』における「人格」という意味ではなくて、むしろ「人身＝身体」という意味ではないのか（下川 [2000] 第2章三を見よ。なお『人間知性論』には身体という意味で「ボディ」という言葉がよく出てきますが、『統治論』ではその意味で「パーソン」が使われ、権利義務の帰着点という意味では「パーソン」ではなくて「マン」が使われるようです）というものです。そして第二の疑問は、著者は所有権の自然権たる性質を軽視して、「同意」の必要性を誇張しているのではないか、というものです。

三浦の本は「自然権と所有権」、「自然権と異民族」という章で、岡村の本は「プロパティ」という章で、それぞれロックの所有論を論じています。三浦はロックの説の階級的制約を、岡村はフィルマーとの関係を相対的に重視しているという違いはありますが、いずれも社会経済史的観点からの検討が中心で、マクファーソンの『所有的個人主義の政治理論』の影響が顕著である一方、ノージック以降の分析的研究はほとんど利用されていません。

下川の本は分析的解釈方法による入念な研究で、所有論研究は全体の半分近い分量を占めています。下川はロックによる私的所有権正当化の諸理論を一つ一つ綿密に検討していて、その多くは首肯できるものですが、ただ労働の価値創造的性質をただちに所有権正当化の議論とみなすのではない点（下川 [2000] 第3章注33とそれに対応する本文）が、私見との大きな違いです。私はこれに対して、ロックが「所有権について」の章の後半（第40節以降）を費やして労働が価値を創造すると主張したことは、所有権正当化の論拠としてでなければ理解しがたい、と今も考えています。

次に取り上げるシモンズの論文集は、12編の収録論文のうち最後の3編でロックの自然権的私的所有論を取り扱っています。シモンズはそこでロックの原始取得論は彼の時代には意味があったかもしれないが、無主の土地がなくなった現代では意義を持たない>というよく聞く批判に答え、またアメリカ先住民からの

土地略奪といった過去の不正の復旧という問題についても、ロック的な「歴史的権原」理論は意義を持ちうると主張して、ロック的所有論の弁護をしています。

次にウォルドロンの本は、全体としてロックの政治思想の平等主義的性質を強調すると同時に、その政治思想がどれほど深くキリスト教的要素に満たされているかを述べて、現代の非宗教的リベラリズムに疑問を投げかけるものです。その中でも特に『不釣り合いで不平等な所有』という、『統治論』第2編第50節からとった題名の章では、ロックの労働所有論の宗教的性質を指摘しています。ウォルドロンに言わせると、ロックの労働所有論は①「自然資源の創造の目的論」と②「その目的論との関係における労働の特別な意義」という二つの側面に結びついていて、その両方ともロックの神学的関心と不可分だそうです（Waldron [2002], ch. 6. 引用は p. 159から）。①の側面は、たとえば『統治論』第2編第26節の「大地とそこにあるすべてのものは、その生存を確保し快適にするために〔神から〕人々に与えられたものである」といった文章が示しています。人が自らの生存を確保し快適にすることは、ロックにおいては単に権利であるだけでなく、神に対する義務でもある、とウォルドロンは主張します。また②の側面は『統治論』第1編第45節の「お前は顔に汗してパンを得るだろう、と神は言われた」（引用文中の強調は原文イタリック。以下も同じ）といった発言に基づいています。勤勉な労働（その典型は耕作）も神が人間に命じた義務である、というわけです。

しかし私は、歴史的事実としてはロックの政治思想が（少なくとも表面上）宗教的な要素を持っていることは否定できないとしても、その思想を構成する要素の多くを世俗的な形で換骨奪胎することは可能だと考えています。今あげたロックの所有論の二つの側面について言うと、①の側面は＜人間の生存と快適な生活のためには天然資源の利用が不可欠だ＞と言い換えられますし、②の側面は＜人間の価値生産的労働もなければ人間の快適な生活は不可能だ＞と言い換えられるでしょう。そして非宗教的な形に変形されたこの二つの主張は、ロックのようなキリスト教信仰を持つ人にも持たない人にも、それ自体として否定しがたいものでしょう。

所有論に限らず一般的に言って、ロックの政治思想は決して単純な一つか二つ

の発想からできあがっているのではなく、たくさんの前提や議論から構成されています。その中に、キリスト教あるいは宗教的信仰に特有なものも含まれているということは本当です。しかしそういった要素の多くは、同じような帰結をもたらす世俗的な要素に読み替えることができるし、むしろこの世俗的改築によって強固になる、というのが私の判断です。

次にザッカートの本ですが、これは最近政治思想史の学界で有力なケンブリッジ学派に対抗して、ロックのリベラリズムの近代的な性格とアメリカ独立革命への影響とを強調する論文集です。しかしこの本はそのような思想史的研究にとどまることなく、最後の第4部「近代後期におけるロック」に収められた3編の論文では、ロック的リベラリズムが現代のリベラリズム批判（その代表としてはマッキンタイアの人権論批判があげられています）に耐えられるような強さを持っているとして、その復権を唱えています。ザッカートがその際特に重視するのは、自己所有権に基礎を置くロックの自然権論です。彼はそれを現代アメリカのリベラリズムの哲学者であるジョン・ロールズとアラン・ゲワースの権利論と比較します。

ザッカートによれば、ロールズ版のリベラリズムにおいて、権利は基本的な観念ではなくて、共同のプラクティスにたずさわる人々の間の「公正としての正義」から出てくる観念です。その結果、異なったプラクティスに属する人々の間では権利は存在しないということになりますが、これは大変反直感的な帰結です。これに対して、身体と不可分に結びつき時間的に延長された自己意識が有する自己所有権（自己の身体への排他的支配権）から権利を説明しようとするロックの議論は、われわれの自然な正義感覚に調和します。そもそもロールズの「公正としての正義」の議論自体が、個人に権利があるという暗黙の前提に依存しています。ザッカートはこのような理由からロックの権利論の方がロールズのものよりも健全だと評価します（Zuckert [2002], ch. 12）。

ザッカートはゲワースの権利論に対しては、ロールズに対するよりも高い評価を与えています。またゲワースの説はロックの説と共通するところが多いので、ロックの議論の解明にも役立つと言われます。しかしそれでもザッカートはこの二人の権利論の間にいくつかの相違を認めます。第一に、ロックの権利主体は過

去と未来に延びる自己意識を持つ「自己」として特徴づけられていますが、ゲワースの権利の主体は理性的な行為者として特徴づけられています。このことに関連して、ロックにおいては権利の内容としては消極的な自己所有権が考えられているのに対して、ゲワースにおいてはそれだけにとどまらず、権利者の行為者性（agency）を実現させるために必要な「基本財」への積極的権利まで認められることになります。ザッカートの考えでは、これらの相違点においてロックの方が優れています。なぜならわれわれにとっては、行為者としての能力よりも自分の身体への権利意識の方が一層根本的だからです。われわれは自分の生命が行為の手段あるいは前提だという理由だけで、自分の生命を自分のものだと思わずのではありません。またゲワースは、＜誰でも合理的な人なら「基本財」への積極的請求権を認めるはずだ＞という論証に結局成功していませんが、ロックは、天然資源の私有化による非所有者の生活水準悪化を防止するという理由によって、ある程度の社会扶助を正当化できます（Ibid., ch. 13, esp. pp. 353-361）。

私はロック的自己所有権論へのザッカートのこのような高い評価におおむね賛成しますが、賛成できない人も少なくないでしょう。しかしロックの自己所有権論が現代の哲学者たちの考案する権利論よりも一般人の権利意識に近いというザッカートの判断は否定しがたいようです。

私が最後に言及する研究書は愛敬浩二の本です。実はこの本の主たる目的は、題名からうかがわれるようにロックの立憲主義思想を歴史的に解明することにあるので、ロックの所有論への言及はごく僅かです。それなのになぜここで取り上げるかというと、この本には私の『ロック所有論の再生』への批判的な言及があるからです。著者は私が行ったロック所有論のリバタリアンの再構成に二つの面で批判を加えます。その第一は、私のリバタリアンな財産権論の憲法学説としての消極的評価で、「日本国憲法の条文と制憲者意思を前提にすれば、……市場主義的財産権論正当化のハードルは決して低くない」（愛敬〔2003〕37ページ）というものです。二つ目の批判は、私のロック研究はローティのいう「歴史的再構成」を斥けて「合理的再構成」をとると言っているが、「方法論の一貫性を欠くのではないか」、（同上・38ページ）というものです。

私は後者の批判は甘んじて受けます。私は確かに思想史の方法を論じたその本

の第1章では「歴史的再構成」に対して「合理的再構成」を擁護しましたが、その後の章では、方法論的自覚が不十分だったために両方の再構成の方法を無意識のうちに混用していると解釈できる個所があります。私はもっと明示的に両方の方法を使い分けるべきだったでしょう。

しかし私は前者の批判については納得していません。立法者意思について言えば、確かに日本国憲法を起草したGHQのアメリカ人も、それを部分的に修正し採択した大日本帝国議会の議員たちも、ほとんどが自然権論的リバタリアンではなかったでしょうが、憲法に限らず、法律の条文の解釈において立法者意思は解釈の参考にはなるけれどもそれ以上に解釈の指針を与えるものではない、というのが私の考えです。そしておそらく日本の法学者の多数派の考えもそうでしょう。そして憲法の条文について言えば、それは普通の法律の条文と違って極めて抽象的で広い解釈の余地を残すものであって、条文だけから見れば福祉国家と同程度には古典的自由主義の小さな政府とも両立します。ここで憲法解釈の問題に立ち入る余裕はありませんが、ロック的財産権制度が日本国憲法と両立するという主張は、少なくとも現在の自衛隊が合憲だという解釈よりも文章解釈上の苦しさが少ないでしょう。私はたとえ現在の憲法の条文を前提としても古典的自由主義に従った解釈は可能だし、また望ましいと考えています。

3 ロック所有論の明示的あるいは黙示的含意

ロックの所有論は単に抽象的なレベルで私的所有権を正当化するだけでなく、財産権制度に関する今日重要なトピックについて議論の手がかりを提供してくれます。以下、租税制度と無体財産権という2つのトピックに触れてみます。

① 租税 租税という制度は政府が強制的にその国民や住民から財産を取り上げる制度ですから、いかなる財産権論にとっても無視できない問題であるはずです。一人の人を殺せば殺人だがたくさんの人々を殺せば戦争と呼ばれる、とよく言われますが、同じように、一人の人から財産を強制的に奪えば強盗だが、たくさんの人から組織的に奪えば課税と呼ばれる、と言えます。

ロックは『統治論』で、国家が徴税をする権限を当然視していますが、租税の

あり方についてはあまり詳しく明示的に述べていません（管見の限り、彼の租税に関する見解のもっとも詳しい検討はSimmons [1993], 95-98である）。彼は『統治論』第2論第11章「立法権の範囲について」の最後の方で次のように言っています。

「なるほど統治のためには大きな費用がかかる。また確かに、その保護の分け前 (share) に浴している人が皆、自分の資産から、その「[保護の]と解する——森村]維持のために、自分の割合分 (proportion) を支払うのは当然である。しかし、それもやはり、彼自身の同意、すなわち多数者の同意が、彼ら自身、あるいは彼らの選んだ代表者によって与えられたうえのことでなければならない。というのは、もし誰かが、国民のこのような同意を得ずに、自分一個の権威によって、国民に税を課し、これを取り立てる権限を主張するならば、彼は所有権の基本的な法を犯し、統治の目的を覆すことになるからである。というのは、他人が好きなきに勝手に私の手からものを取り上げるのが正当ならば、私はこのものについてどんな所有権を持っているのだろうか？」(第140節)

「立法部は、国民が、彼ら自身あるいはその代表者を通じて同意を与えるのであれば、国民の所有物の上に税を課してはならない。」(第142節)

つまりロックは、課税の正当性は認めているが、それには

- i 税額は保護の分け前に比例しなければならない。
- ii 課税には国民の選んだ代表者による多数者の同意が必要である（ロックは政治社会への参加に同意する人はその多数派の決定に従うことも同意していると主張する。第96節を見よ）。

という二つの条件を課しているのです。このうち、＜民主的多数決による決定＞という第二の条件は民主主義者にとって正当なものだと評価されるでしょうが、＜税額と保護の利益との比例性＞という第一の条件は今日では明示的に否定されがちです。課税は単に統治の費用をまかなうための手段としてではなく、しばしば財の再分配という平等主義的目的のための手段として考えられているので、その目的に即した累進税が公正だと考えられがちです。しかしロックのような古典的自由主義の立場からすれば、自分の責任でない原因による困窮を救う以上の財の再分配は政府の任務ではありません。すると税金の負担は、第一の条件のよう

に、政府の活動から各人が得る利益に比例するのが公平と思われます。そしてその利益は、所得と同一視はできないにせよ、それと密接に関係するといえるでしょう。現代の古典的自由主義者の法学者リチャード・エプSTEINが言うように、

「所得（または富）のレベルと受け取る便益との間にありうる相関関係を見捨てる必然性は存在しない。自発的に運営されている市場において、私人の嗜好は大いに所得レベルに依存している。公共財の文脈においても、類似の推定が同様に成り立つように思われる」（Epstein [1985] 邦訳345ページ。なおエプSTEINによるもっとも詳細な比例税の擁護論と提案はEpstein [1987], [2002]を見よ。）からです。もっとも所得に比例した税制では、金銭に依存しないタイプの喜びを高く評価する人々の方がそうでない人々よりも優遇されることになるので不公平だという批判も考えられますが、そのような主観的な幸福を評価することの困難さ（不可能性？）や制度運営の簡便さといった理由から、やはり比例税の制度が最善だということになるでしょう。

ロックの時代のイングランドでは主要な税金は土地税と関税と物品税であり、のちに重要な役割をはたすようになる所得税と相続税はまだ知られていませんでした。それらが導入されたのは18世紀の末でした。しかしもしロックの考えを現代の税制に当てはめるなら、一律比例の所得税あるいは消費税ということになります。所得税と消費税の相違は、貯蓄にまで課税するか否かという点にあります。もし、財産は使ってこそ本人に現実の利益をもたらすのだと考えるならば、消費だけに課税すべきでしょうが、反対に貯蓄も何らかの意味で本人の利益だと考えるならば、所得に課税すべきだということになります。私はこの点ではいずれの見方にもそれなりの説得力があるように感じていますので、結論を決めかねています。

② 無体財産権

ロックの『統治論』における所有論は、アメリカでは著作権や特許など無体財産権（知的財産権とも呼ばれる）に関する議論でよく引き合いに出されてきました。ロック自身のそこでの議論はもっぱら有体物、それも特に土地の所有権に関

するもので、無体財産権には全然触れていませんが、ロックが私的財産権を正当化する論拠は無体財産権にもあてはまる、と考えられてきたからです。たとえば＜自分の労働によって新しい価値を作り出した人はその対象への財産権を持つ＞という労働所有論は無体財産権の制度の道徳的裏づけを与えるように思われます。また人間による発見や加工以前から物理的には存在する土地や天然資源と違って、無体物は発明や創作によって無から創造されたのだから、＜他の人々の取り分を減少させない＞という、いわゆる「ロック的但し書き」（あるいは「十分性の制約」）を有体物よりも簡単に満足させることができ、それゆえ無体財産権は土地や資源への私的財産権よりも一層正当化しやすいようにも見えます。

しかし最近になって、逆にロックの所有権論を用いて強力な無体財産権の制度を批判する論者も出てきました。私自身もその一人で『ロック所有論の再生』の最終章で、無体財産権はロック所有論の根本にある自己所有権を脅かしてしまう権利だから、簡単に正当化することはできないと主張しました。私の本から引用しますと、

「無体財産権は、物理的な境界を持たない表現や観念を排他的に支配する権利だから、その表現や観念を利用する人々の自己所有権をおびやかす権利である。動産や土地の所有権は他人の活動範囲に介入しない。人が公共の土地や自分の家の中で何をしようが、その行動を禁止するわけではないのである。それに対して、著作権は、自己の身体と動産だけを使って自分の土地の中で行う行為にまで立ち入って禁止してしまう。」（森村〔1997〕254ページ）

ただしロック所有論の立場からは無体財産権が全然認められないということにはなりません。知的活動へのインセンティブを与えるという意義から、帰結主義的に正当化することはできます。しかしその場合、無体財産権は『統治論』で主張されているような、前国家的で不可侵の自然権ではなくなります。この発想はロック自身も受け入れていたもののようです。ロックは「印刷法」について書いた書簡の中で、著作権を自然権ではなく政策的に策定されるべき権利だと考えていました（詳しくは、森村〔1997〕第6章二を見よ）。

またロックの自然権論の信奉者だったトマス・ジェファースンも、無体財産権は自然権でなく、創造のためのインセンティブとして認められる政策的な権利だ

と考えていました。その思想を示す彼の1813年8月13日付 Isaac McPherson あての手紙は資料としての価値が大きいと思うので、以下にごく一部だけを引用します。

「普遍的な法によって、動産であれ不動産であれ、万人に平等に共有されていたものは何であれ、それを占有した人の物にその時はなるが、彼がその占有をやめる時にはそれとともに所有もやむ。永続的な所有権は社会の法の賜物で、社会の進歩の後の方で与えられたのである。すると個人の脳のはかない騒ぎである観念が、自然の正義によって排他的で永続的な財産として主張されるとしたら、それは奇妙なことだろう。もし自然が他のすべての物よりもある一つの物を排他的所有に不適格なものとするとしたら、それは観念と呼ばれる思考力の行為である。個人はそれを自分自身にとどめておく限りそれを排他的に持つだろうが、それが公表された瞬間、それは万人の占有にはいり、その受け手がそこから追い出されることはありえないのである。」(Jefferson [1998], p. 1291. なおジェファースンがこの手紙で念頭に置いているのは、著作権ではなくて発明に関する特許権である)。

ジェファースンはここで、＜観念は排他的な占有ができない＞ということを理由として知的財産権の自然権的性質を否定していますが、ロック自身も『統治論』のいくつかの個所で、財産は排他的にしか支配できないものだということを当然視しているように見える個所があります(第2論第32節、第138節)。ただし観念は確かに事実上排他的に占有できないにせよ、無体財産権法によって制度上の排他性を強制することはできるわけですから、観念に対する私的所有権がありえないという結論は出てきません。

ロックの議論を引き合いに出す現代の著作権論に戻ると、ウェンディ・ゴードンは、知的な創造は人々が生きる世界自体を変えて、ある観念や芸術作品を利用者の一部にしてしまうということを考えると、「ロック的但し書き」は、既存の著作物を自己表現のために利用する自由を公衆に保障することになる、と主張して、著作権への広い制限を提唱しています(森村 [1997] 258—259ページ)。

またシーナ・ヴァレンティン・シフリンは、ロックの所有論では原始的共有だった天然資源の私有化が認められるのは、私有化によってこそその資源の価値

が十分実現されるからだ（たとえば土地は、誰かが排他的に耕作することによって飛躍的に価値を高める）という点を強調し、有体物と違って無形の知的産物は独占されるよりも一般に公開されて広く利用される方が一層大きな価値を生むから、知的財産権の正当化は難しい、と主張しました（Shiffrin [2002]、森村 [2003] も参照）。ウィリアム・フィッシャーも、ロック的労働所有論を知的財産権に適用した場合に生ずるさまざまな難点（どんな活動が「知的創造」として認められるのか？ 知的財産権は非権利者によるどんな範囲の利用まで制限するのか？ など）を指摘しています（Fisher [2002], pp. 184-9）。

ロックの所有論が強力な無体財産権の擁護のためにも批判のためにも持ち出されるということは、その議論の内容の豊かさの例証とも言えるでしょう。

これらの例を見るだけでも、ロックの所有論が決して博物館入りした過去の遺物ではなくて、ロックのそれ以外の領域での思想を知らない人や当時のイギリスの政治や経済を知らない人にとっても、財産権について今日考える際に重要な発想を与えてくれることがわかります。そのことが示されれば、私のこの報告の目的は最小限果たされたことになります。

参考文献

ロックの『統治論』のテキストとしては

Laslett, Peter (ed.) [1988], *John Locke: Two Treatises of Government*, Cambridge U. P.

を用い、その訳文は伊藤宏之訳『全訳 統治論』（柏書房、1997年）と宮川透訳『統治論』（『世界の名著 ロック ヒューム』（中央公論社、1980年）に収録）を参考にして森村が訳した。

愛敬浩二 [2003]『近代立憲主義思想の原像——ジョン・ロック政治思想と現代憲法学——』法律文化社

一ノ瀬正樹 [1997]『人格知識論の生成 ジョン・ロックの瞬間』東京大学出版会

岡村東洋光 [1998]『ジョン・ロックの政治社会論』ナカニシヤ出版

下川潔 [2000]『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』名古屋大学出版会

三浦永光 [1997]『ジョン・ロックの市民的世界 人権・知性・自然観』未来社

森村進 [1997]『ロック所有論の再生』有斐閣

森村進 [1999]「ロック所有論の批判的検討」『アメリカ法』[1999—1] (M. H. Kramer, *John Locke and the Origins of Private Property : Philosophical Explanations of Individualism, Community, and Equality*, 1997. の書評)

森村進 [2003]「現代財産権論の最前線」『アメリカ法』[2003—1] (Munzer [2002] の書評)

渡辺幹雄 [1996]『ハイクと現代自由主義』春秋社

Epstein, Richard A. [1985], *Takings : Private Property and the Power of Eminent Domain*, Harvard U. P. (松浦好治監訳『公用収用の理論』木鐸社、2000年)

Epstein, Richard A. [1987], "Taxation in a Lockean World", *Social Philosophy and Policy*, Vol. 4, Number 1.

Epstein, Richard A. [2002], "Can Anyone Beat the Flat Tax?", *Social Philosophy and Policy*, Vol. 19, Number 1.

Fisher, William [2002], "Theories of Intellectual Property", in Munzer [2002].

Jefferson, Thomas [1984], *Writings*, The Library of America.

Munzer, S. R. (ed.) [2002], *New Essays in the Legal and Political Theory of Property*, Cambridge U. P.

Oakeshott, Michael [1932], "John Locke : Born 28 August, 1632", *The Cambridge Review*, 54 (1932, Nov. 4) (J. Dunn and I. Harris (eds.), *Locke*, Vol. 1 (Edward Elgar, 1997) に再録)

Parfit, Derek [1984], *Reasons and Persons*, Oxford U. P. (森村進訳『理由と人格』1998年)

Shiffrin, Seana Valentine [2002], "Lockean Arguments for Private Intellectual Property", in Munzer [2002].

Simmons, A. John [1993], *On the Edge of Anarchy : Locke, Consent, and the Limits of Society*, Princeton U. P.

Simmons, A. John [2001], *Justification and Legitimacy : Essays on Rights and Obligations*, Cambridge U. P.

Waldron, Jeremy [2002], *God, Locke, and Equality : Christian Foundations in Locke's Political Thought*, Oxford U. P.

Zuckert, Michael P. [2002], *Launching Liberalism : On Lockean Political Philosophy*, U. P. of Kansas.